



令和4年度 上島小学校 生活のきまり・保護者版

お互いに気持ちよく、安全に過ごすためのルールやマナーです。

「◎」は曳馬中学校校区で統一されているきまりです。

1 登校

- 交通ルールを守り、通学路を歩いて登校する。
- 7時30分に昇降口が開くので、7時30分から50分の間に登校できるように家を送り出す。
- 1・2年生は、ヘルメットをかぶって登校する。(3年生以上は家庭の判断による)
- 3年生以上でヘルメットを被らない児童は、防災用ヘルメットを学校に置く。
- 地域を歩くときは、地域の方に気持ちのよい挨拶をする。
- ◎ 登校後は、許可なく校外に出ない。また、忘れ物をしては家に戻らない。
- 8時に、朝の活動が始められるようにする。(身支度、予定帳を書く、朝活動の準備など)

2 欠席・遅刻・早退について

【保護者と職員間で、子供を確実に引き渡すことで、子供を危険から守る】

- ◎ 欠席・遅刻・早退の場合、保護者は「さくら連絡網」を介して学校に連絡をする。
- ◎ 遅刻の場合、保護者は活動場所まで子供を送り、職員に引き渡す。
- ◎ 早退の場合、保護者は子供を迎えに来る。その際、一度職員室に寄る。

※ 体調不良や相談等で保健室を利用する場合

(1) 朝から(1時間目が始まる前に)保健室の利用を申し出た場合

- 家庭に連絡を取り、体調不良(頭痛や腹痛等)の場合は、原則、帰宅させて体を休めさせる。

(2) 学校生活中での保健室利用を申し出た場合

- 体調不良(頭痛や腹痛等)の場合は、必要に応じて1時間保健室で休養させる。回復しない場合は家庭に連絡を取り、帰宅させて体を休めさせる。

(3) 体調不良以外の理由(心理面など)で保健室の利用を申し出た場合

- 児童の話聞き、必要に応じて家庭に連絡を取り、連携を図る。

3 服装・身なり・学習用具

- ◎ 登下校時は、私服を基本とし、体育科の授業は体操服で行う。
- ◎ 学習用具を入れる鞆は、安全確保のため、背負うことができる物が良い。
- ◎ 校内では、名札を上半身の前面、見える位置に付ける。(校外では付けない。)
- ◎ 学習に必要なものを持ってこない。
 - ・ カッターナイフなどの危険な物。飾り付き鉛筆や遊び文具。携帯電話など。
 - ・ 安全のため、ランドセルや筆入れなどに、キーホルダー等の飾りを付けない。
- ◎ 筆記用具は、鉛筆を使用する。
- ◎ 衛生面を考慮し、校舎内は白を基調とした上靴を履いて過ごす。
- ◎ 気候や活動に適した服装をする。状況に合わせて自分で脱ぎ着できる物を使用する。
- ◎ 熱中症予防のため、外遊びの際は赤白帽子を被る。
- ◎ 小学生らしく、学校生活や学習にふさわしい身なりとする。
- ◎ 髪が肩に触れる場合は、できるだけゴム等で止める。
 - ・ 頭髪への加工はしない。整髪料等は使用しない。

- ・ ミサンガ、ピアスなどのアクセサリ類は、安全面、衛生面を考慮して認めない。
- ・ カチューシャは、けがの防止のため、付けない。
- ・ 校舎内では、手袋、マフラー、ネックウォーマー、コートなどは着用しない。すぐに脱ぎ着できる上着を着用し、体温調節するのが望ましい。
- ・ 健康上、カイロや防寒着の着用が必要な場合は、担任に申し出る。
- ◎ 体育科の学習では、冬季には上着（ジャージ上下、トレーナー、長袖Tシャツなどの着用を認めるが以下のようなものを身に付けての活動は安全上認めない。
- ・ コートのように裾や袖が長く、手やお尻が隠れてしまう物。紐付き手袋、指が分かれていない手袋。

4 下校後の生活

- 下校時刻を守り、通学路を歩いて下校する。店や友達の家、公園などに寄り道をしない。
- ◎ 自転車に乗るときは、必ずヘルメットを被る。
- ◎ 学校の敷地内では自転車に乗らない。自転車は、自転車置き場に整理して置く。
- ◎ 学校の敷地内には菓子類を持ち込んだり、食べたりしない。
- ◎ 道路や駐車場で、キックボードや一輪車で遊ばない。
- ◎ 下校後、忘れ物などで教室に入る場合は、職員室にいる先生に許可を得る。
- ◎ 17時（11月～2月は16時30分）には、遊んでいる場所から家に帰る。
- ◎ 金銭・物品の貸し借りをしない。
- ◎ 遊泳禁止場所では、水遊びをしない。

5 校外生活

【外出範囲】

- ◎ 塾や習い事など、遊びを目的としない校区外への外出は、家庭の判断に委ねる。
- ◎ 遊びを目的とした児童だけの校区外への外出は、保護者の許可をもらわない限り認めない。
- ◎ 保護者の許可を得た場合でも、隣接校区（曳馬小・船越小・蒲小・中部小・城北小）までとする。
- ◎ 保護者の同伴なしで、大型ショッピングセンター・デパート・カラオケボックス・映画館・ボウリング場・ゲームセンターやゲームコーナーなどの遊戯施設や大型商業施設に行かない。

【その他】

- ◎ 通信機能付きゲーム機、パソコン、携帯電話等、インターネットやSNSが利用できる機器の所持については、その必要性を家庭で十分話し合ってから判断する。所持する場合はフィルタリングや使用時間・場所などのルールを必ず家族で決める。
- ◎ 上記の機器を使用する際は、個人情報や人を不快にさせる言葉を書き込んだり、画像や動画をアップしたりしない。このトラブルに関しては、全ての責任を保護者が負う。

【青少年インターネット環境整備法 第6条】

保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法により、インターネットの利用を適切に管理し、及びその青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

※この「上島小学校 生活のきまり」は、児童代表委員会で検討を提案され、話し合われた後、学校や保護者の同意のもと、変更されることがあります。